

北網保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療専門部会運営要領

(目的)

第1 この要領は、北網保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する在宅医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2 部会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 在宅医療（終末期医療を含む）の推進に関すること。
- (2) 在宅医療に係る保健・医療・介護・福祉等の連携調整に関すること。
- (3) 市町における「在宅医療・介護連携推進事業」の円滑な実施に向けた支援に関すること。
- (4) その他、必要と認められる事項

(部会の構成)

第3 部会は、連携推進会議の委員並びに会長が必要と認めた者により構成する。

2 部会の委員は会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第4 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 副部会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故等がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5 部会の会議は、必要の都度部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の座長となり、議事進行を行う。
- 3 必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(ワーキングチーム)

第6 部会は、必要に応じ、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、部会の委員並びに部会長が必要と認めた者をもって組織する。
- 3 ワーキングチームの構成員は、部会長が指名する。

(庶務)

第7 部会の庶務は、オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室企画総務課において処理する。

(その他)

第8 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

附則

この要領は、平成26年2月27日から施行する。

この要領は、平成28年6月16日から施行する。

この要領は、平成30年3月27日から施行する。

この要領は、令和2年（2020年）6月30日から施行する。